

「今後の環境保全型農業に関する検討会」開催要領

1 趣旨

農業者の高齢化等が進行する中、環境保全型農業を推進する上で基礎となる土壌の健全性の確保が困難となっており、農地土壌が有する食料の安定供給機能のみならず、炭素貯留機能等環境保全上の重要な機能の発揮にも悪影響を及ぼすことが懸念されている。

また、近年、環境保全型農業の推進に当たっては、化学肥料や化学合成農薬の低減等による環境負荷の低減の視点のみならず、地球温暖化防止や生態系保全等の環境問題に積極的に貢献していく視点を勘案することが求められている。

このような状況を踏まえ、環境保全型農業に関する今日的な課題を整理するとともに、それに対応した施策のあり方について幅広く検討を進めるため、「今後の環境保全型農業に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を開催するものとする。

2 検討事項

- (1) 農地土壌が有する多様な公益的機能と土壌管理のあり方
農地土壌が有する公益的機能の評価
農地土壌の多様な公益的機能を維持・向上させるための土壌管理のあり方
- (2) 環境保全を重視した農法への転換を促進させるための施策のあり方
環境保全型農業に係る目標(目指すべき姿)の設定
の目標の達成に必要な施策のあり方

3 構成・運営

- (1) 検討会は別紙に掲げる委員により構成する。検討会は、必要に応じて関係者を招致し、その意見の聴取を行うことができる。
- (2) 検討会には、座長及び座長代理を置き、生産局長が指名する者がこれにあたる。座長及び座長代理は検討会の議事を運営する。
- (3) 検討会は、専門的事項の調査・検討等を行うため、必要に応じて専門委員を置き、委員の一部と専門委員からなるワーキンググループを置くことができることとする。
- (4) 会議は公開とし、一般の傍聴を認める。ただし、座長及び座長代理が特に認める場合にはこの限りでない。
- (5) 会議資料及び議事録は、会議終了後、農林水産省ホームページ等において公表する。ただし、座長及び座長代理が特に認める場合にはこの限りでない。
- (6) 検討会の庶務は、生産局農産振興課環境保全型農業対策室において行う。

(別紙)

「今後の環境保全型農業に関する検討会」委員名簿

いとう 伊藤	じゅんこ 潤子	生活協同組合コープこうべ参与
おおせ 合瀬	ひろき 宏毅	日本放送協会解説委員
おかざき 岡崎	まさのり 正規	東京農工大学大学院生物システム応用科学府長
おがわ 小川	よしお 吉雄	茨城県農業総合センター園芸研究所長
きむら 木村	まこと 真人	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
くまざわ 熊澤	きくお 喜久雄	東京大学名誉教授
ささき 佐々木	ようえつ 陽悦	農業者
しょうばやし 荘林	みきたろう 幹太郎	学習院女子大学教授
にしお 西尾	みちのり 道德	元筑波大学農林工学系教授
はら 原	まさる 勝	全国農業協同組合中央会営農・経済事業改革推進部長
まきの 牧野	たかひろ 孝宏	光産業創成大学院大学特任教授
まつもと 松本	さとし 聰	秋田県立大学特任教授
やぎ 八木	かずゆき 一行	(独)農業環境技術研究所物質循環研究領域主任研究員

* 「 」は座長、「 」は座長代理をあらわす。

(五十音順、敬称略)